（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十五条　国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

（削る）

2～9　（略）

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

三　国際民間航空機関との連絡に関すること。

四　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

3　政策企画調査室に、室長を置く。

4～12　（略）

（国際戦略室及びインフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）

第二十五条　国際政策課に、国際戦略室及びインフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。

2　国際戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　国際戦略室に、室長を置く。

4～11　（略）

（国際企画室、政策調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、国際企画室、政策調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　国際企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な航空局の所掌事務の総括に関すること（国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

二　国際民間航空機関との連絡に関すること。

（新設）

3　国際企画室に、室長を置く。

4　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　政策調査室に、室長を置く。

6～14　（略）

第十六款　国際統括官

（国際交通特別交渉官）

第百三十九条の二　本省に、国際交通特別交渉官一人を置く。

2　国際交通特別交渉官は、海外における交通に関連する社会資本の整備に関する事業の展開について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

第十七款　その他

（企画専門官）

第百四十条　（略）

2　（略）

（新設）

第十六款　その他

（企画専門官）

第百四十条　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅行安全対策推進室及び宿泊業活性化調整室並びに旅行業務適正化指導官）	（旅行安全対策推進室及び旅行業務適正化指導官）
第三条　観光産業課に、旅行安全対策推進室及び宿泊業活性化調整室並びに旅行業務適正化指導官一人を置く。	**第三条**　観光産業課に、旅行安全対策推進室及び旅行業務適正化指導官一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　宿泊業活性化調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　宿泊業の活性化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。	
二　住宅宿泊事業及び住宅宿泊仲介業の発達、改善及び調整に関すること。	
三　ホテル及び旅館の登録に関すること。	
5　宿泊業活性化調整室に、室長を置く。	4　（新設）
6　（略）	（略）